

福岡県公報

平成十八年十一月二十二日
第二千六百十号
増刊 ①

目次

規則(第八十号)

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一

○目次(平成十八年十一月六日福岡県公報第一千六百三号増刊①)中
正誤

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正(平成十八年十一月福岡県
告示第一千八十一号の二)中正誤

規則

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年十一月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改
正する。

第一条の三第一項第三号中「第十八条第六項」を「第十八条第十五項」に改め、同項
第五号中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改める。

別表第一(い)の欄中「大川市」の下に「みやま市」を加え、「山門郡、三池郡」を
削る。

別表第二(二)中

嘉麻市	○・一二三メートル	に改め、同表八女郡上陽町の項、山門郡
みやま市	○・一九メートル	

瀬高町の項、山門郡山川町の項及び三池郡高田町の項を削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定(八女郡上陽町の項を削る改正規定に限る。) 公布の日
- 二 別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定(八女郡上陽町の項を削る改正規定
を除く。) 平成十九年一月二十九日
- 三 第一条の三の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部
を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日

発行
福岡県市
(総務部行政経営企画課)販印
壳刷
九福岡市
州博多区
東比恵二丁目
式九番会
社号定価
一箇月(一
三五〇円(税込・郵便料別)

18 • 11 • 6		発行年月日
2603 増刊①		公報番号
告示	目次	種類
2181の2		同上番号
1	1	ページ
○	○	上欄
		下
9	1	行
		備考
福岡県告示第二千百八十一号の二。	第一千百八十一号の二。	正
福岡県告示第二千百八十二号	第一千百八十二号	誤

正
誤